

公正取引委員会高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

令和2年3月

公正取引委員会

第一 基本的な考え方

平成 28 年 5 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）の改正により，高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し，表に記載する中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として，当該処分期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することを義務付け，同時に，高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し，処分期間内に廃棄（ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め，廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付けた。

同改正法に基づき，平成 28 年 7 月に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和元年 12 月に一部変更。以下「基本計画」という。）」において，各省庁は，その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について，「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定する。

本実行計画は，基本計画の記述に基づき，公正取引委員会における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分委託，廃棄その他の措置の早期実行に資するために必要な事項を定めるものである。

なお，本計画の対象期間は，令和 2 年 3 月から令和 5 年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限）までとする。

【表】 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的処理完了期限等（基本計画より抜粋，一部加筆。）

事業名（実 施場所）	処理 対象	事業対象 地域	事業対象地 域以外に保管 されている処 理対象物	施設能 力	事業の時期	
					計画的処理完 了期限	事業終了準備 期間*
北九州 （福岡県北 九州市若松区 響町 1 丁目）	大型 変圧 器・コ ンデン サー等	A 地域	C 地域の車 載変圧器の一 部、D 地域の コンデンサー の一部	1.5 ト ン／日 （ポリ塩 化ビフェ ニル分解 量）	平成 31 年 3 月 31 日	平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日 まで

	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域（大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。）		10.4トン／日 （安定器及び汚染物等の量）	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
大阪（大阪府大阪市此花区北港白津2丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン／日 （ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域 （小型電気機器の一部に限る。）			令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
豊田（愛知県豊田市細谷町3丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン／日 （ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域 （小型電気機器の一部に限る。）			令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
東京（東京都江東区青海3丁目地先）	大型変圧器・コンデン	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の	2.0トン／日 （ポリ塩化ビフェ	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

	サー等		一部	ニル分解		
	安定器及び汚染物等	D地域 (小型電気機器の一部に限る。)	北九州PC B処理事業所 及び大阪PC B処理事業所 から発生する 廃粉末活性炭	量)	令和5年3月 31日	令和5年4月 1日から令和8 年3月31日まで
北海道(北海道室蘭市仲町)	大型変圧器・コンデンサー等	E地域		1.8トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	令和5年3月 31日	令和5年4月 1日から令和8 年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域 (東京PC B処理事業所における 処理対象物を除く。)		12.2トン/日 (安定器及び汚染物等の量)	令和6年3月 31日	令和6年4月 1日から令和8 年3月31日まで

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県
- B地域：滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
- C地域：岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
- D地域：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県
- E地域：北海道，青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県，茨城県，栃木県，群馬県，新潟県，富山県，石川県，福井県，山梨県，長野県

※ 事業終了準備期間：基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や，処理が容易ではない機器の存在，事業終了のための準備を行う期間等を勘案し，計画的処理完了期限の後に，事業終了準備期間が設けられた。

第二 措置の内容

基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている事項を踏まえ、以下の取組を進めるものとする。

1 自ら管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態調査及び早期処理の実施

(1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有状況

公正取引委員会は、本局及び地方事務所・支所のいずれにおいても合同庁舎に入居しており、自ら管理する施設等を有していない。

公正取引委員会においては、令和元年11月末時点においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は保管・所有しておらず、特別措置法に基づく保管状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は特別措置法に基づく所有状況の届出若しくは電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に該当するものもない。

(2) 掘り起こし調査への協力

期限内の確実な処理のために、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査を改めて実施することが必要であるとされている。ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー、安定器等の掘り起こし調査等に関して、公正取引委員会が入居する庁舎の管理官庁から協力依頼があった場合には、適切に対応するよう努める。

2 補助金の交付等を行っている施設等^{※1}の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有の実態調査ならびに早期の処分委託・廃棄に係る要請

公正取引委員会が所管する独立行政法人及び特殊法人はないため、当該施設等に該当するものはない。

※1 基本計画に定めのある「補助金の交付等を行っている施設（地方公共団体の管理する

施設等を除く。)等」とは、各省庁が所管する独立行政法人及び特殊法人であって、運営費交付金を交付している独立行政法人又は施設等の建設・維持・管理に対し、国の補助金等が充てられている独立行政法人及び特殊法人が管理する施設等に限るものとする。

3 その他の施設等^{※2}に対する早期処理に係る周知

公正取引委員会が所管する業界団体、独立行政法人及び特殊法人はないため、当該施設等に該当するものはない。

なお、環境省等から事業者等に対するポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期処理に向けた広報等の依頼があった場合には、公正取引委員会が運用するメールマガジン、SNS等の広報ツールを用いて、広く周知するよう努める。

※2 基本計画で定めのある「その他の施設等」とは、各省庁の所管業界団体、2.で対象とした法人以外の各省庁が関係する独立行政法人・特殊法人が管理する施設等をいう。

第三 対応方針

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処理期間内の早期処理に向けた対応方針

公正取引委員会が入居する合同庁舎の管理官庁が行う掘り起こし調査の結果、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が確認され、管理官庁から協力依頼があった場合には、早期処理に向けて協力するよう努める。

第四 その他の措置

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分又は処分委託に関して、管理官庁から協力依頼があった場合には、適切に対応するよう努める。

ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を確実に早期に完了することが最優先であり、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品とは状況・事情が異なるため、今後、合同庁舎の管理官庁が実施する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処理に関する取組、進捗管理等の具体化に協力するよう努める。